

【令和元年度川崎市政策・調整会議】

件 名：川崎市再犯防止推進計画（案）の策定について

日 時：令和元年 11 月 12 日（火） 11：15～11：20

場 所：第 3 庁舎 18 階 大会議室

●付議理由

刑事司法関係機関による犯罪や非行を未然に防止する取組は、その内容や範囲に限界があり、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することから、令和 2 年度から 6 年度までの 5 か年を計画期間とする「川崎市再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため。

●付議概要

川崎市再犯防止推進計画（案）の策定について

1 計画の趣旨

犯罪をした人等の中には、生きづらさを抱え、社会の中で孤立し、様々な理由で罪を犯した結果、刑務所を出ても帰る場所がなく、安定した仕事や住居を失い、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多くいる。そこで、早い段階で適切な行政サービスにつなげることで、安定した生活を送ることができるよう支援を行う必要がある。各種計画等に組み込まれている様々な施策を着実・適切に実施していくことで、再犯の防止だけでなく、様々な課題を抱えている人が、犯罪に関わることを未然に防ぐことにつなげる。本計画では、再犯の防止に留まらず、全ての地域住民を対象として、誰もが罪を犯すことがなく、加害者も被害者も存在しない、誰もが安心して暮らし続ける地域社会の実現を目指していく。

2 計画の基本目標及び重点項目

基本目標

犯罪をした人等に限らず、すべての市民が、地域社会において孤立することなく、地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、再犯者を減らし新たな被害者が生まれることのない社会の構築を目指していく。

重点項目

- ・就労・住居の確保
- ・保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ・地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施
- ・民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進
- ・犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

●主な意見等

地域包括ケアシステム構築の取組と合わせて、庁内・関係者間の連携を図りながら取組を進める。

●結論

案のとおり了承。